

居宅サービス 契 約 書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

事業者:医療法人光陽会 ハートケア鎌倉訪問看護ステーション

様(以下「利用者」と略します)とハートケア鎌倉訪問看護ステーション
(以下「事業者」と略します)は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次の
内容にて契約を締結します。

第1条(サービスの目的及び内容)

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り、居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付の対象となる訪問看護サービスを提供します。
- 2 サービス内容の詳細は、別紙に記載のとおりです。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は西暦 年 月 日から西暦 年 月 日までとします。
- 2 上記有効期間満了の7日前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、この契約は自動更新されるものとします。

第3条(個別サービス計画の作成等)

- 1 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って、必要となるサービス種類ごとに「個別サービス計画」として「訪問看護計画書」等を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
- 2 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画(ケアプラン)の範囲内で可能なときは、速やかに「訪問看護計画書」等の変更等の対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第4条(サービス提供の記録等)

- 1 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」に、必要事項を記入します。
- 2 事業者は、「訪問看護記録書」等の記録を作成した後、サービス終了日から5年間はこれを適正に保存します。
- 3 利用者は、事業所に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面、その他のサービスの提供に関する記録の閲覧、謄写を求めることができます。

第5条(利用者負担金及びその滞納)

- 1 サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりとします。なお、利用者負担金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。
- 2 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 3 前項の催告をしたときは、事業者は、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。
- 4 事業者は、前項に定める協議等の努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合には、文書によりこの契約を解除することができます。

第6条(利用者の解約権)

利用者は、1週間以上の予告期間をもって、事業者に対していつでもこの契約を解約することができます。

第7条(事業者の解除権)

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合、事業者は、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成した介護支援事業者にその旨を連絡します。

第8条(契約の終了)

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 第2条の規定により事前に更新の合意がなされないまま契約の有効期間が満了したとき
- 2 第5条の規定により事業者から解除の意思表示がなされたとき
- 3 第6条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了したとき
- 4 第7条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- 5 次の理由により利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - (一) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したこと
 - (二) 利用者が要介護認定を受けられなかったこと
 - (三) 利用者が死亡したこと

第9条(事故時の対応等)

- 1 事業者は、サービスの提供に際して利用者の怪我や体調の急変があった場合には、医師や利用者への家族に連絡し、その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

第 10 条(秘密保持)

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

第 11 条(苦情対応)

- 1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

第 12 条(契約外条項等)

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。
- 3 戦火時、市区町村からの警報発令時、災害時はサービスの提供はいたしません。

第 13 条(業務継続計画の策定等について)

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(虐待防止について)

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

(ハラスメント対策)

- 1 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- 2 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

重要事項説明書

(介護訪問看護・介護予防訪問看護)

1. 事業所の概要

事業所名	医療法人光陽会ハートケア鎌倉訪問看護ステーション
所在地	神奈川県鎌倉市材木座2丁目1番20号 材木座Quiet Village 201号
事業者指定番号	神奈川県 1462190312
管理者及び連絡先	渡部 拓朗 0467-84-9865
サービス提供地域	鎌倉市・逗子市・葉山町 * 隣接している地域は相談可能です

2. 事業所の職員体制等

職 種	従事する業務内容	人 員
管理者(看護師)	管理業務・訪問看護業務	1名(常勤)
看護師・准看護師	訪問看護業務	4名以上(常勤1名以上、非常勤4名以上) 准看護師1名以上(非常勤1名以上)
理学療法士	訪問リハビリテーション業務	2名以上(非常勤兼務4名以上)
作業療法士		
言語聴覚士		
事務職	訪問看護事務全般	1名(常勤)

3. 営業日及び営業時間、サービス提供時間

区分	月～土(祝日含む)	日曜日	12/30～1/3
営業時間	9:00～17:30	休業	休業

※ 年末年始(12/30～1/3)は「休日」の扱いとなります。

※ 緊急時訪問看護加算契約ご利用者様に対しては、24時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問をいたします。(営業時間内の事務所への電話は事務員が対応する場合があります。)

※ 交通事情により訪問時間は前後することがあります。その折は御了承下さい。

4. サービス提供方針および内容

- (1) 主治医の指示のもと、ご利用者様の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、快適な在宅療養が継続できますよう支援いたします。
- (2) 「訪問看護」は、利用者の居宅(自宅)において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。
- (3) サービスの内容
 - ① 病状・全身状態の観察 ② 医療機器の管理 ③ カテーテル管理 ④ 疼痛緩和
 - ⑤ 清拭・洗髪等による清拭の保持 ⑥ 褥瘡予防 ⑦ リハビリテーション
 - ⑧ 日常生活の援助 ⑨ ターミナルケア ⑩ 排泄ケア
 - ⑪ 療養生活や介護方法の相談・アドバイス
 - ⑫ その他医師の指示による医療処置

5. 利用者負担金

- (1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、介護保険の法定利用料となります。
- (2) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります）。
- (3) 利用者負担金は、月初めにお知らせいたしますので、毎月 27 日（銀行休業日は翌日）に口座引き落としにて領収させていただきます。

6. サービス提供責任者等

サービス提供の責任者は、次のとおりです。サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもご連絡ください。

氏名：渡部 拓朗（管理者） 連絡先(電話)：0467－84－9865

7. キャンセル

利用者がサービスの利用予定日の変更、中止をする際には、訪問日の前日 17:00 迄に次の連絡先（又は前記のサービス責任者連絡先）までご連絡ください。当日のキャンセルに関しては、訪問看護費の金額（基本利用料の自己負担分）を請求させていただきます。体調不良等の理由の場合は頂きません。

連絡先(電話)：0467－84－9865

8. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1) 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- (2) 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
- (3) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

9. 実習の受入れについて

看護学生等の実習生を訪問に同行させていただくことがあります。事前に了承とご説明をさせていただきますので、ご理解下さい。

10. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	医療機関		
	主治医	先生	
	連絡先	-	-
緊急連絡先	氏名	(続柄：)	
	連絡先	-	-

11. 相談窓口、苦情対応

○ 事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

ご相談窓口	電話番号	0467-84-9865
	FAX番号	0467-84-9611
	相談員(責任者)	渡部 拓朗
	対応時間	営業時間内

○ サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申出等ができます。

鎌倉市役所 健康福祉部 介護保険課	所在地	鎌倉市御成町 18-10
	電話番号	0467-61-3950
	FAX番号	0467-23-8700
	対応時間	平日 8 時 30 分～5 時 (土・日・祝日休)
神奈川県国民健康保険団体 連合会(介護保険)	所在地	横浜市西区楠町 27-1
	電話番号	045-329-3447
	利用時間	平日 8 時 30 分～5 時 15 分 (土・日・祝日休)

12. 個人情報の取り扱いについて

当事業所は、訪問看護及び居宅介護支援業務契約をしていただく上で、ご利用者様の個人情報をいただいております。個人情報保護法の規定、及び医療法人 光陽会 ハートケア鎌倉訪問看護ステーション個人情報保護方針に従い、当事業所が入手した利用者様の個人情報は、下記の通りお取り扱いいたします。

(1) 当事業所が保有する個人情報について

- ① 訪問看護及び居宅介護支援を希望されるご利用者様及びご家族の氏名・年齢・住所・電話番号・勤務先、及びご利用者様が申告した事項
- ② サービスを提供する為に必要な医療・介護情報

(2) 利用目的について

当事業所の運営方針に基づいたサービスの提供を円滑に行うことを目的として利用いたします。

① 訪問看護・居宅介護支援業務の提供に関する活動

ア) 訪問看護・居宅介護支援サービスの施行

イ) 保険事務 (審査支払い機関へのレセプト提出、審査支払い機関又は保険者からの照会への回答等)

ウ) 事業所運営に係る管理業務 (保険者への報告、問い合わせ事故報告等の管理等)

エ) 主治医、及びケアマネージャー、サービス提供事業所等の連携

オ) 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談及び届出等

② 看護学生等の実習時、所内研修、研究等に関する使用

取り扱い時は、個人が特定されない様に注意いたします。

③ 当事業所の広報活動における情報案内

法令の規定に基づく場合、及び別途利用者様の同意をいただいた場合を除き、上記目的以外の利用はいたしません。

(3) 個人情報の安全

ご利用者の個人情報は厳正な管理のもとで安全に保管し、他に漏洩することのないよう
当事業所にて保管いたします。

(4) 第三者への提供について

下記の場合について、ご利用者様及びご家族の同意をいただいた場合、第三者に提供・開示
することがあります。

- ① 主治医、及びケアマネージャー、サービス事業所との連携
- ② 法令の規定に基づいて、司法・行政又はこれに類する機関から情報の開示の要請を受け
た場合

(5) 開示について

ご利用者様はいつでも、当事業所が有しているご利用者様の個人情報を、ご利用者様に開示す
るよう求めることができ、又、ご利用者様から自らに関する個人情報の開示を、規定の手続きをもっ
て求められた場合は、遅延なくこれに応じます。

(6) 訂正又は削除について

当事業所に提供した個人情報に誤りがある場合、当事業所に対して訂正又は削除を要求するこ
とができます。申し出があった場合は、遅延なくその調査を行い、訂正・削除の必要とする事由が
ある場合は、遅延なく訂正・削除を行います。

(7) お問い合わせ窓口

医療法人 光陽会 ハートケア鎌倉訪問看護ステーション

住所:鎌倉市材木座2丁目1番20号 材木座Quiet Village201号

電話:0467-84-9865 FAX:0467-84-9611

営業時間: 月曜日～土曜日 9:00～17:30

個人情報管理責任者(訪問看護): 渡部 拓朗

1.3. 当法人の概要

法人の名称	医療法人 光陽会
代表者名	篠崎 仁史
所在地・電話	神奈川県横浜市磯子区磯子2丁目20番45号 045-752-1212
業務の概要	磯子中央病院 関東病院 横浜いずみ台病院 鎌倉ヒロ病院 横浜いずみ介護老人保健施設 横浜磯子介護老人保健施設 ハートケアいずみ居宅介護支援センター ハートケアいずみ訪問介護事業所 ハートケアいずみ訪問看護事業所 ハートケア つくし ハートケア 磯子 ハートケア鎌倉居宅介護支援センター ハートケア鎌倉訪問介護事業所 ハートケア鎌倉訪問看護ステーション ハートケア鎌倉デイサービスセンター

	グループホーム やすらぎ グループホーム 磯子 小規模多機能型居宅介護事業所 アットホームやすらぎ 住宅型有料老人ホーム あっとほーむ希 住宅型有料老人ホーム あっとほーむ光 住宅型有料老人ホーム あっとほーむ広地 住宅型有料老人ホーム あっとほーむ岡津 住宅型有料老人ホーム あっとほーむ鎌倉 住宅型有料老人ホーム あっとほーむ鎌倉山 光陽会介護職員研修講座
事業所数	25

【説明確認欄】

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

(事業者) 医療法人光陽会 ハートケア鎌倉訪問看護ステーション

(説明者) _____

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

(利用者) _____

(代理人又は立会人)

重要事項説明を受け、個人情報の保護と利用について同意いたしました。

以上のとおり、居宅サービスの契約を締結いたします。

年 月 日

(利用者) 住所 _____

氏名 _____

電話 _____ - _____

上記代理人(代理人を選任した場合)

住所 _____

氏名 _____

(家族) 氏名 _____

(事業者) 所在地 神奈川県鎌倉市材木座2丁目1番20号 材木座QuietVillage201号

事業者名 医療法人光陽会 ハートケア鎌倉訪問看護ステーション

代表者名 篠崎 仁史

管理者名 渡部 拓朗

